

伊那市実施設計書の情報提供に関する要綱を次のように定めます。

令和4年9月26日

伊那市長 白鳥 孝

### 伊那市実施設計書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設工事等」という。）の金額の記載された設計書（以下「実施設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象実施設計書)

第2条 情報提供の対象となる実施設計書は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設工事等の設計書であって、一般競争入札を実施したもの
- (2) 契約（仮契約を除く。）が締結され、契約後から入札を実施した日の属する年度の翌年度までのもの
- (3) 伊那市情報公開条例（平成18年伊那市条例第17号。以下「条例」という。）第6条に規定する不開示情報が含まれないもの

2 この告示の規定による実施設計書の情報提供は、条例の規定に基づく開示請求を妨げるものではない。

(情報提供の対象者)

第3条 情報提供の申請をすることができる者は、市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する者とする。

(情報提供の申請)

第4条 情報提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、ながの電子申請サービスにより、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにメールアドレス及び電話番号
- (2) 建設工事等の件名

2 申請者において建設工事等の件名が明らかでないときは、申請者に対し、当該事項の補正の参考となる情報を提供するものとする。

(情報提供の方法)

第5条 前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、ながの電子申請サービスにより、当初契約時の実施設計書の電磁的記録を情報提供するものとする。

2 前項の規定による情報提供は、申請があった日の翌日から起算して15日以内に行うものとする。ただし、契約前の実施設計書に係る情報提供については、契約を締結した日の翌日から起算して15日以内に行うものとする。

3 申請のあった建設工事等が、第2条に規定する情報提供の対象に該当しないときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。